

Q & A

よくある質問と回答

Q1 なぜ個別避難計画の情報を共有する必要があるのですか？

A1 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い(共助)により救助されたといわれています。また一方で、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災者全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうしたことから、地域による助け合い(共助)の活動を進めていく必要がありますので、個別避難計画の情報を共有します。

Q2 個別避難計画を作成し、情報を共有したら優先して助けてくれるのか。また、必ず助けが来るのか。

A2 個別避難計画の情報の提供は、地域による助け合い(共助)の活動を進めるものであります。また、災害が発生したときは誰もが被災者となりますので、個別避難計画に記載された災害時の支援を保証するものではありません。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

Q3 個別避難計画は必ず作成しなければならないのか。

A3 個別避難計画を作成するかを決めるのは、避難行動要支援者本人です。ご自身や周りの状況、環境を考慮して個別避難計画を作成するか決めてください。ただ、一人での避難が不安な方は個別避難計画の作成をしていただきますようお願いいたします。

Q4 個別避難計画を作成しなかった場合、何らかの不利益を被ることはあるのか。

A4 個別避難計画を作成しなかったことで行政による対応の違いはありません。ただ、大きな災害が起きた場合、行政の救助が一人ひとりに行き渡るまでに時間がかかってしまいます。近年特に住民同士で助け合うことが重要となっていることから、個別避難計画の作成をおすすめします。

Q5 避難支援者等をどのように決めればいいのか

A5 ご家族や近所の方など、災害時にすぐに来れるような方が理想です。ただ、ご自身や周りの状況、環境はそれぞれ異なりますので、支援してほしい内容にあった人を避難支援者等に選んでください。

大地震などの災害時、ご自身で避難することが困難な方へ

「避難行動要支援者避難支援」



制度のご案内



「個別避難計画」とは

「個別避難計画」とは、災害が起きたときに一人ひとりが安全に避難できるようにするための「避難の計画書」です。

特に、障がいや介護を必要とする、自力で避難することが困難な方について、「どこへ」「だれと」「どのように」避難するか等を、あらかじめ関係者と一緒に考えてまとめておくものです。

個別避難計画の対象の方

自宅にお住まいの方(※)で「災害時に自力で避難することが困難」な以下の方が対象です。

- ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳(1級～2級)をお持ちの方
- ③ 療育手帳(A判定)をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(1級～2級)をお持ちの方
- ⑤ 特定疾患受給者証をお持ちの方(難病患者)
- ⑥ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ⑦ その他民生委員が支援の必要があると判断した方や、具体的事由により自力での避難が困難な方



※施設入所者、自力で避難できる方、同居の親族がいて第三者の支援が必要ない方は対象外です。

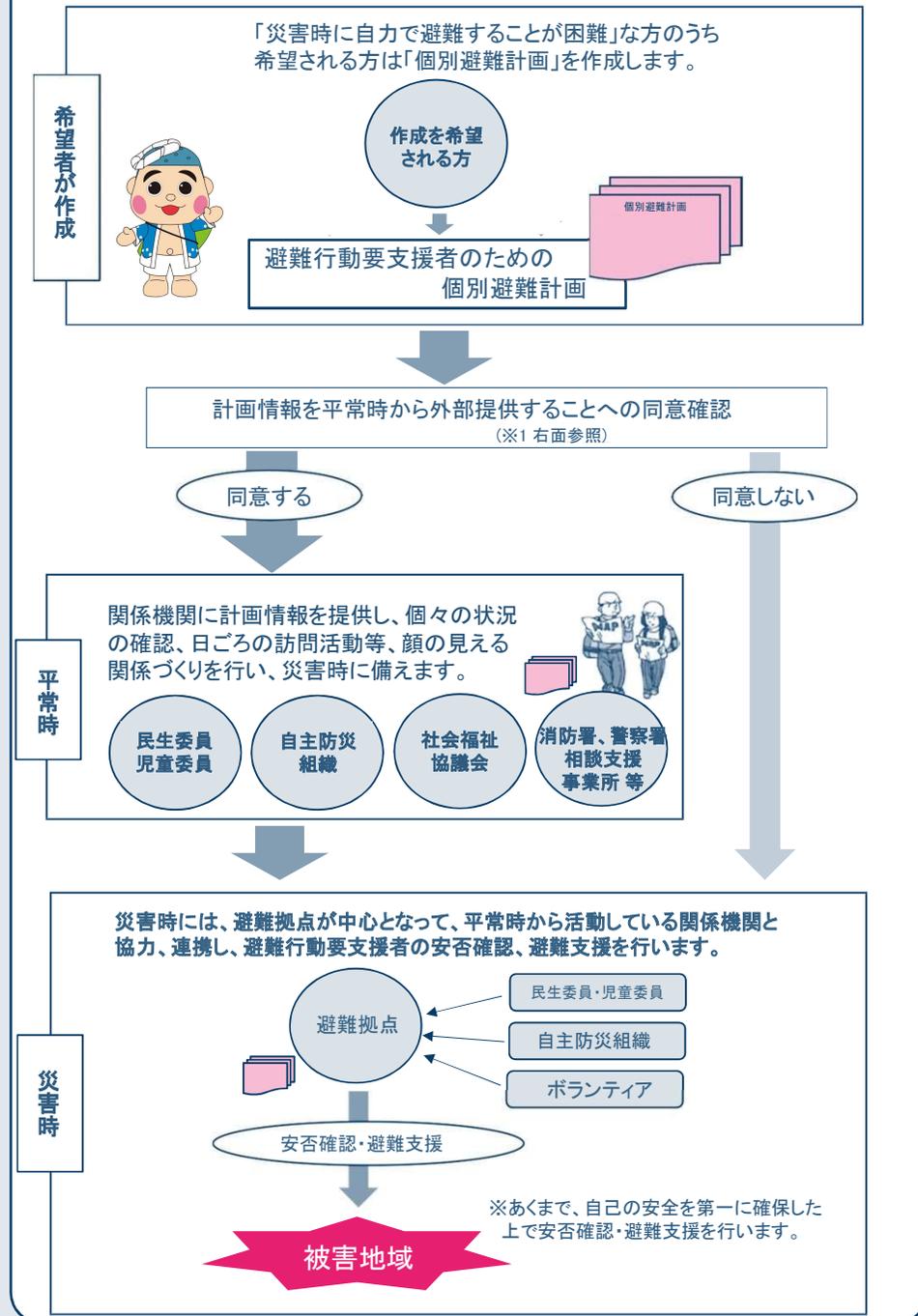
問い合わせ先



御前崎市役所健康福祉部福祉課

〒437-1692 御前崎市池新田5585番地 電話 0537-85-1121

計画活用イメージ



計画の外部提供(※1)

外部提供に同意された方の情報は、平常時から、お住まいの地域を担当する以下の関係機関に提供します。災害時に自力で避難することが難しい方は、災害時に地域で孤立してしまう恐れがあるため、関係機関では、提供された情報に基づき、あらかじめ地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、避難訓練等、災害に備えたそれぞれの活動に活用します。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 自主防災組織
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 消防署、警察署
- (5) 相談支援事業所等



※市は、避難行動要支援者名簿情報を共有するにあたり、秘密の厳守、目的外利用および第三者への提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います。

■災害に対する備えについて■

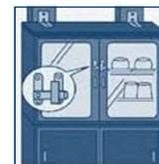
● 日ごろから交流を

災害時には、地域の民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者が力を合わせ、「個別避難計画」を活用して安否確認、避難支援にあたります。しかし、地域の支援者自身も被害に遭う可能性があり、十分に活動できない場合もあります。各家庭で災害に対して備えておくとともに、日ごろから地域の方々との交流をはかり、必要な支援について理解してもらっておくことが重要です。

● 家の中の安全対策



タンスなどの家具は、鎖やL型金具、ボール式器具(つっぱり棒)で転倒防止対策をしておきましょう。



観音開きの扉には、止め金具を取り付け、食器類や本の落下を防ぎましょう。ガラスには、飛散防止フィルムを貼ります。

● 家庭に応じた備えを



水や食料は、可能な限り1週間分備蓄しましょう。停電や断水時に備えて、ラジオや簡易トイレなども用意しておきましょう。



慢性疾患のある方は、日ごろ飲んでいる薬やお薬手帳を用意しておきましょう。また、補聴器などで使用する予備の電池も必要です。

問い合わせ先

○災害に対する備えについて

御前崎市役所危機管理部危機管理課 電話 0537-85-1119

※本紙と併せて、市で作成した「防災ガイドブック」もご覧ください。

